資料1-1

民事裁判手続のIT化

法制審議会（現在）

2020.2
法務大臣が法制審議会に諮問
↓
民事訴訟法（IT化関係）部会の調査審議
（計9回）
↓
2021.2　**中間試案の取りまとめ**
～2021.5　**パブリックコメント**
↓
民事訴訟法（IT化関係）部会の調査審議
（令和3年11月26日まで　計11回）

スケジュール（目標）

法務省では、
2022年の通常国会への
改正法案の提出を目指して作業中

（2020.7 閣議決定「成長戦略フォローアップ」より）

2022年度	・ ウェブ会議等を用いた双方不出頭の争点整理の実現
2023年度	・ ウェブ会議等を用いた口頭弁論の実現
2025年度	・ 訴状を含めたオンライン申立て、記録の電子化の実現

中間試案 の概要

訴えの提起から判決までを 全面的にIT化する

1　訴状等のオンライン提出　"e提出"

(1) 訴状等のデータをインターネットでサーバに記録

(2) データがサーバに記録されたことをメールで相手方に通知
⇒裁判所のサーバにアクセスして閲覧（システム送達）

2　ITを活用した口頭弁論期日　"e法廷"

(1) 当事者双方が口頭弁論等の期日へのウェブ参加可

(2) ウェブ尋問の要件を緩和し、利用場面を拡大

(3) ITツールを利用した新たな審理モデル

3　訴訟記録の電子化　"e事件管理"

(1) 記録を電子化し、当事者はインターネットでいつでも裁判所のサーバにアクセスして閲覧・ダウンロード可

(2) 判決データに改変を防ぐ措置を施すなどして記録化

訴訟記録の閲覧等（概要）

資料の提出・記録化

現行法

- 当事者は、主張書面や証拠の写しを、紙媒体で裁判所に提出するとともに、原則として、直接、相手方に送付する。
- 裁判所は、紙媒体のまま保管。

検討中の案

- 当事者は、裁判所のオンラインシステムにより資料の電子データを提出することが可能。相手方は、オンラインシステム上で閲覧・謄写。
- 裁判所は、電子データで保管（紙媒体で提出された場合も電子データ化）。

訴訟記録の閲覧等

現行法

- 誰でも所定の手数料（１件150円）を支払えば訴訟記録を閲覧することができる。（当事者は事件係属中は手数料不要。当事者及び利害関係を疎明した第三者は謄写も可）。
- 閲覧は、訴訟記録が保管されている裁判所に出向いて事件を特定し、裁判所書記官に対して請求をし、紙媒体の訴訟記録の提示を受けて実施。

検討中の案

- 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、オンラインシステム上で閲覧・謄写する。
- 利害関係のない第三者は、裁判所に出向いて、事件を特定し、所定の手数料を支払い、裁判所書記官に対して氏名等を明らかにして請求をし、裁判所内の設置端末で閲覧（謄写不可）。
  - ・その際、裁判所に保管されている証拠書類等のタイトルや著作物名等のデータを網羅的に検索することはできない。
  - ・裁判所端末を利用した閲覧は、写真撮影等がされないよう、監視等の措置を講じる予定（※現状でも同様の措置あり）。